令和９年度　新入生通学許可区域

市（区）・郡		通　学　許　可　区　域（令和８年10月現在の校区で表示しています。）
広島市	中　　区	全小学校区
	東　　区	次の小学校区を除いた全小学校区 ・温品小学校区・上温品小学校区・福木小学校区
	南　　区	似島小学校区を除いた全小学校区
	西　　区	山田小学校区を除いた全小学校区
	安佐南区	長束小学校区、 祇園小学校区、 原南小学校区 原小学校区、 中筋小学校区、 東野小学校区 古市小学校区、大塚小学校区、伴南小学校区のみ
	安 芸 区	船越小学校区のみ
	佐 伯 区	石内北小学校区（旧 伴南小学校区）のみ
安　芸　郡		府中町全小学校区・海田町全小学校区

注意事項

○　本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって、上記の通学許可区域一覧表に定めた範囲内に、現に居住している方及び令和９年４月１日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。

○　上記の通学許可区域は、卒業時まで厳守していただきます。卒業時までに、通学許可区域外から通学していることが判明した場合には、速やかに転校していただきます。

○　通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車での送迎、タクシー、自転車での通学は認めません。